

制 定	平成 23 年 8 月 10 日
改 定	平成 25 年 8 月 5 日

防 災 計 画

社会福祉法人 宮前福社会 宮前保育園

第1部 総論 危機管理の基本的枠組み

目的

本計画は、宮前保育園における防災計画の基準を規定したものである。そして、日ごろから職員、保護者への防災マインドを啓発し、子どもたち、私たちの人命の安全確保に努める。具体的には、日ごろからの自然災害に対する危機管理対策と一次災害からの二次災害を防ぐために行動する。

適用範囲

宮前保育園に関係する園児、保護者、職員において、有効であり、関係機関との連携についても適用する。

《参照文書》

本計画は、「消防計画」と連動して活用するものとする。自衛消防組織、対策本部など、「消防計画」に準ずる。

震災時における職員の動員体制

(1) 配備・動員計画の基本方針

原則として、全職員を対象とする。

(注) 病弱者、身体不自由な職員や、発生時に妊娠中又は出産後育児休業取得期間に相当する職員で災害応急対策に従事することが困難な場合は除外する。

(2) 動員の事前命令及び自動参集

ア 動員対象者は、配備体制に基づき、それぞれの所属等あらかじめ定められた場所において指揮命令を受け、必要な任務を遂行しなければならない。

イ 勤務時間外においては、次のような場合は動員命令を待つまでもなく、自発的に動員先、バイク、自転車等できる限り早期に参集できる手段を用いて、直ちに全員が参集しなければならない。

●山梨県に、震度5（弱）以上の地震が発生したとき

(3) 連絡調整係

対策本部は、職員の中から保育園へ早く到着できる順に3名を「連絡調整係」として指名する。連絡調整係は、非常災害時において、園長が参集するまでの間、市防災対策本部や保護者との連絡調整、現地での必要な対応を行う。

連絡調整係の氏名は、毎年度はじめに決定する。

風水害・雷災害時の対応について

- (1) 風水害・雷災害時においては、「消防計画」の自衛消防組織及び対策本部をもって、人命の保安と施設管理を実施する。
- (2) 職員は、園長の指示の下、必要な業務を行うとともに、必要性がある場合は、時間外勤務においても園長の指示に従い出勤し、必要な業務に従事しなければならない。
- (3) 風水害・雷災害時の発生時は、被害状況の確認や避難場所開設の調整など、役場から保育園に対して、緊急連絡を取り合うため、夜間・休日でも確実に連絡ができるよう、園長の緊急連絡先については、組織内外に周知する。

《参照》

別紙4 「クライシスマネジメントフロー図基本編」

第2部 震災対策編

1 大規模地震に係る基本的な対応

- (1) 「東海地震に関連する情報」や警戒宣言への対応

平成16年1月から、「東海地震に関連する情報」として、東海地震観測情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報が、気象庁から発表されることとなった。

これまでは、内閣総理大臣からの警戒宣言の発令を受けて、県、市町村及び防災関係機関等が一斉に事前の準備行動を行うこととされていたが、この改正により、「東海地震注意報」が発表された段階から、“地震に備えた必要な準備行動”を開始することとなる。

東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表や、警戒宣言の発表により、県内においては住民の帰宅などの対応行動が強化地域の内外を問わず、広く行われることから、強化地域内の保育園においては、特に対策が必要となる。

警戒宣言が発令されると

- 電気、ガス、水道は、継続して供給するが、できるだけ使用しないように呼びかける
- ライフラインは、原則として供給し続ける。
- NTTなどの電話は、通話規制を行う可能性がある。(青・黄の公衆電話・防災用電話は確保される。)
- 鉄道は、強化地域内は最寄りの安全な駅に停車後運行停止、強化地域外からの進入禁止
- バス・タクシーは原則として運行禁止
- 道路は、強化地域内の進入を制限、避難路、緊急輸送路では交通規制、または制限減速運転(一般20km、高速40km)
- 銀行・郵便局・劇場などは、ATMを除き原則と敷いて営業停止
- デパート・スーパーは、買い物客を外に誘導し、原則として営業停止。ただし、耐震性の確

保された店は極力継続営業

- 病院は、原則として外来診療中止
- 学校は原則閉鎖、学童は原則的に保護者に引き渡す

① 平常保育中、「東海地震に関連する情報」や「警戒宣言」が発表された場合

ア 東海地震観測情報が発表された場合

- ・通常保育を続けるが、不十分な情報により園児に不安が生じる恐れがある場合には、情報の内容・趣旨を放送や担任がわかりやすく説明するなどする。
- ・情報の内容によっては、携帯メールシステムにて、「安全に保育を進めるが、可能な方からお迎えにきていただきたい」内容を一斉配信する。

イ 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発表された場合

- ・放送により、園児と職員に周知する。不安感を増長させないように、落ち着いた行動をとることを指示する。
- ・職員は、高所に落下物が置いてないか、保育室外の環境において危険物がないか確認し、あった場合にはすぐに撤去する。
- ・園児には、静かに落ち着いて行動すること、保育室を出る時には必ず担任に告げてから出ることを指示する。
- ・携帯メールシステムにて、「警戒宣言が発令されたことにより、安全に保育を進めるが、可能な方からお迎えにきていただきたい」内容を一斉配信する。

② お散歩、園外保育等で、「東海地震に関連する情報」や警戒宣言が発表された場合

※現地の避難場所、広域避難場所を事前に確認しておくこと。

ア 東海地震観測情報が発表された場合

- ・園より直ちに引率者に連絡をとり、情報を伝える。引率者は、園児の安全確保に努めて直ちに保育園まで戻る。

イ 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発表された場合

- ・園より直ちに引率者に連絡をとり、情報を伝える。引率者は、事前に確認しておいた現地の避難場所で待機する。公共機関であれば、その指示に従う。

③ 登園、降園途中に警戒宣言が発令された場合

ア ご利用者が園の敷地内にいる場合

- ・すぐに情報を伝え、実情に応じた対応をするが、可能であるならば安全に注意して自宅に戻っていただくように呼びかける。

イ 送迎バス運行中の場合

- ・バス添乗者に情報を連絡し、安全な場所に停車するように指示する。その後の送迎は中止し、乗車している園児と共に宮前保育園（山梨県立中央病院サテライト施設）に戻る。

(2) 地震発生時の対応

① 保育中に地震に遭遇した場合

ア 保育室で保育中の場合

- ・即座に机の下にもぐらせる。頭が必ず机の下に入るようにする。
- ストーブが点いている場合には、すぐに消火すると共に、ストーブの近くの園児をストーブから離す。
- ・避難口確保の為、入口ドアを全開にする。
- ・揺れがおさまった時点で、園児の安全を確認し、防災頭巾を着用して第一避難所へ避難する。点呼、報告をする。

イ 園庭で保育中の場合

- ・即座に園庭の中央、建物等が倒壊する恐れのない場所に参集させ、身をかがめて揺れがおさまるのを待つ。
- ・揺れがおさまった時点で、園児の安全を確認し、第一避難所へ避難する。

ウ お散歩、園外保育等の場合

- ・戸外の場合、引率者は、瞬時に安全な場所を判断し、自分の周りに園児を参集させる。すぐに人数を確認する。公共機関であれば、そこの指示に従う。
- ・揺れがおさまったところで、あらかじめ確認しておいた避難場所へ避難し、保育園と連絡をとり、その後の対応について検討する。

② 登園・降園途中の場合

ア ご利用者が園の敷地内にいる場合

- ・瞬時に安全な場所を判断し、身をかがめて揺れがおさまるのを待つように呼びかける。揺れがおさまり、安全が確認されてから次の行動に移す。

イ 送迎バス運行中の場合

- ・すぐに安全な場所に停車する。その後の送迎は中止し、乗車している園児と共に園（または、山梨県立中央病院サテライト施設）に戻る。

(3) 地震発生後の対応

※避難を開始するに当たっては、園児の掌握を第一に考えなければならない。けが人の有無についての確認や、身体に障害のある園児の避難確保等、園児全員を掌握し、避難を開始することが肝要である。

次のことを状況に応じて迅速に行う。

ア 園児や職員が、けが等をした場合は他に優先して応急手当をする（応急手当はけがの程度が重い者や避難に支障がある者を優先して行う）。

イ 必要に応じ、救急車の手配をする（救急車の手配が不可能な場合も想定し、自力で

搬送可能な近隣病院を把握しておく。

宮前保育園：国立病院、県立中央病院

市立甲府病院院内保育所：市立甲府病院

甲府共立病院あたご園：甲府共立病院

石和共立病院：石和共立病院

救護所開設の場合は救護所で対応する。

ウ 関係機関（市役所保育課、各病院）に被害状況を報告する。報告先・報告内容については、事前に確認しておく。

エ 「携帯メールシステム」にて、全保護者に園児の状況と避難場所にて待機していることを配信する。

オ 園児を保護者へ引き渡す。保護者が見えるまでは、園児の安全管理に徹底して努める。必要に応じて、非常食を提供する。

カ 自家用車でお迎えに来られる方も多いことが予想される。事前に駐車場誘導係を決めておき対応する。また、渋滞・混乱を避けるため、あらかじめ非常時駐車場を確保しておき、ご利用者に周知しておく。

園舎の被害ごとの対応

① 建物に異常がない場合

- 最も安全とされる保育室一か所に参集して待機する。
- 緊急事態であるため、園児は所持品を持たずに降園する。
- ※アからカの項目に沿って、迅速に対応する。

② 火災が発生した場合

- 園児を第一避難所、第二避難所等、安全な場所へ避難させる。
- 消火班は、初期消火に努める。
- 停電等で放送設備が使用不能となる場合は、非常放送設備、ハンドマイクを利用する。
- 避難が終了したら直ちに分担に従い、園児の掌握やけがの程度等を確認する。
- ※アからカの項目に沿って、迅速に対応する。

③ 建物が損壊した場合

建物が損壊するような地震の場合は、園児の精神状態に平静さが欠けてしまうことが予想される。また、けが人が多く発生されることも予想されるので、特に次の事項に注意する必要がある。

- 火災が発生しなければ、園児の人員（名前）やけがの程度等を確認し、二次災害に備え、安全経路を確認しつつ、順次避難場所に避難誘導させる。
- 建物が損壊している場合は、ガラスの破片が飛散していることが多い。また、避難中に余

震等により、割れたガラスが落下するといった危険性も考慮しておく。

- 園舎内を巡視して天井落下、壁の剥離、階段の崩壊等の被害状況を確認する。
- ※アからカの項目に沿って、迅速に対応する。

④ 建物が倒壊した場合

被害状況が著しいので、園児の安全確保のため、大至急、脱出しなければならない。

- 園長は状況を判断し、必要に応じて速やかに避難させる。
- けが人がいる場合は、けがの状況を見極めながら、早急に安全な場所に避難させる。
避難後は、すぐに人員の掌握を行う。
- 被害状況の把握を行う。管理職を含む複数の職員で園舎内を巡視するが、目的は残留している園児の救出等とし、施設の被害状況の把握は、最終的には専門家（応急危険度判定士等）にゆだねる。
- 崖崩れ、地面の陥没等の危険な状態がないか、確認する。
- ガラスは、ものの高さの1/2の距離まで飛散する可能性がある。園舎の高さを確認し、園舎者に隣接する場所等、園庭の危険個所を把握しておく必要がある。
- ※アからカの項目に沿って、迅速に対応する。

⑤ 液状化現象が発生した場合

- 園長は状況を判断し、必要に応じて速やかに避難させる。
- けが人がいる場合は、けがの状況を見極めながら、早急に安全な場所に避難させる。
避難後は、すぐに人員の掌握を行う。
- 被害状況の把握を行う。
- ※アからカの項目に沿って、迅速に対応する。

⑥ 斜面災害が発生した場合

- 園長は状況を判断し、必要に応じて速やかに第一避難所、第二避難所に避難させる。
- けが人がいる場合は、けがの状況を見極めながら、早急に安全な場所に避難させる。
避難後は、すぐに人員の掌握を行う。
- 被害状況の把握を行う。
- ※アからカの項目に沿って、迅速に対応する。

2 日頃からの大規模地震への備え【チェックリスト】

(1) 防災上、必要な設備等

区分	設備等
消火	消火器、消火栓、水槽、水バケツ、
避難・誘導	非常灯、非常袋、ラジオ、ハンドマイク、トランシーバー 懐中電灯、ヘルメット、サークルカー
医薬品	救急薬品
生活維持	非常食、飲料水、カセットコンロ、毛布、ビニールシート、テント、ロープ、簡易トイレ（紙オムツ）

※備蓄品は、別紙3の「防災備蓄品一覧表」で、管理する。

(2) 火災・転倒等の予防対策

区分	該当施設	確認事項
ガラス、蛍光灯	保育室、廊下、ホール、事務室等	・割れて飛散しないか。
ロッカー、靴箱	保育室、事務室、テラス等	・転倒したり、移動していないか。
ガラス器具	給食室	・転倒、落下し破損することはないか。 ・容器の多段積みは、していないか。
薬品類 医薬品類	保健室	・収納庫棚は、転倒しないか。 ・混合発火を避けるため、薬品庫は種類別に収納しているか。 ・危険性の高い薬品類は、砂箱等に収納しているか。 ・自然発火性の薬品類には、保護液を充分満たしてあるか。
ガス	給食室	・元栓は閉めてあるか。 ・ガス管は老朽化していないか。 ・ボンベが転倒することはないか。
石油ストーブ	保育室、事務室	・まわりに引火物がないか。
食器類	給食室、事務室	・転倒、落下し、破損することはないか。
油類	給食室	・転倒、落下し、流失することはないか。
コンピュータ	事務室	・落下したり、転倒したりしないか。 ・移動したりしないか。
ピアノ	保育室、ホール	・移動したりしないか

金庫	事務室	・移動したりしないか。
----	-----	-------------

(3) 防災体制チェックリスト

No.	内 容	
1	年間計画に基づき、計画的に防災教育が位置づけられているか。	はい・いいえ
2	より実践的な防災訓練を計画的に実施しているか。	はい・いいえ
3	地震発生時の保育園の対応について、職員の間で共通理解を図り、その内容を保護者に伝えているか。	はい・いいえ
4	夜間、休日における連絡体制を確立しているか。	はい・いいえ
5	地震発生時における職員の動員体制や役割分担が明確にされ、全員が理解しているか。	はい・いいえ
6	連絡調整者を決め、連絡調整者はその役割を認識しているか。	はい・いいえ
7	職員が、園内の避難経路、園児の避難集合場所を理解しているか。	はい・いいえ
8	補助事業「子育て支援拠点」「一時預かり」「休日保育」との連携を図っているか。	はい・いいえ
9	非常持ち出しする重要書類を把握すると共に、持ち出す役割の者を決めているか。	はい・いいえ
10	防災地図（ハザードマップ）など、地域の実情を把握しているか。	はい・いいえ

第3部 風水害対策・雷災害対策

第1章 保育園における日常の風水害対策

1 現状把握

保育園立地の地理的特徴による危険性の把握

宮前保育園（山梨県甲府市岩窪町 379）

甲府市が作成した「甲府市土砂災害ハザードマップ」において、土砂災害警戒区域（土石流、急傾斜）・土砂災害特別警戒区域（急傾斜）の指定があり、危険性がある。また、災害時要援護者関連施設としても指定されている。「甲府市洪水ハザードマップ」において、浸水の危険性は低いものの、大雨の時には注意が必要である。

市立甲府病院院内保育所（山梨県甲府市増坪町 264）

甲府市が作成した「甲府市土砂災害ハザードマップ」において、災害のハザードは低い。災害時要援護者関連施設としては、院内保育施設はマークされていないが、災害時は、病院とともに行動する。「甲府市洪水ハザードマップ」において、1～2m の浸水ハザードに指定されている。過去における浸水履歴には、国道 20 号線増坪交差点辺り、西高橋町辺りに点在し該当される。浸水が予測される場合は、そのエリアへの車両の乗り入れはしない。また、周辺はほとんどが 0cm～5m の浸水危険個所に指定されている。特に西高橋町は、2～5m の浸水深が指定されている。大雨の時には、職員はその周辺の道路状況をよく判断し通行をしない、または回避し通行する。保護者にも送迎時に注意を促す。

甲府共立病院あたご園（山梨県甲府市宝 1 丁目 8-17）

甲府市が作成した「甲府市土砂災害ハザードマップ」において、災害のハザードは低い。災害時要援護者関連施設としては、あたご園はマークされていないが、災害時は、病院とともに行動する。「甲府市洪水ハザードマップ」において、浸水の危険性は 0～50cm の浸水ハザードに指定されている。病院北側の朝日通り横沢通りと中央線ガード半地下道路は、浸水危険個所に指定されている。大雨の時には、あたご園の送迎車、職員は、その箇所の通行をしない。保護者にも送迎時に注意を促す。

石和共立病院（山梨県笛吹市石和町広瀬 623）

「笛吹市ハザードマップ」（平成 23 年 3 月 笛吹市作成）によると、笛吹川が大雨によって増水し堤防が破壊した場合の浸水、土砂災害の被害が及ぶ影響は 1 階軒下までの浸水区域とされている。この周辺は笛吹川へ流れる細い河川が無数にあることから、他の事業所から病院へ支援、救護に出向く場合、また帰宅の際には、渋滞を招いていても国道 20 号線など幹線道路を使用すること。

《参照》

ホームページ：甲府市土砂災害ハザードマップ、甲府市洪水ハザードマップ、笛吹市ハザードマップ（平成 23 年 3 月 笛吹市作成）

※山梨県立中央病院サテライト施設（山梨県甲府市富士見町 1 丁目 1-1）

甲府市が作成した「甲府市土砂災害ハザードマップ」において、災害のハザードは低い。災害時要援護者関連施設としては、サテライト施設の保育施設はマークされていないが、災害時は、病院とともに行動する。「甲府市洪水ハザードマップ」において、浸水の危険性はないが、過去における浸水履歴には、病院向かい側のみどり薬局から富士見通りにかかる平地駐車場のあたりが該当する。浸水が予測される場合は、そのエリアへの車両の乗り入れ、徒歩はしない。また、病院西側荒川沿いと中央線ガード半地下道路は、浸水危険個所に指定されている。大雨の時には、保育園の送迎バス、職員は、その箇所の通行をしない。保護者にも送迎時に注意を促す。

※本事業所は、本園の園児の在籍が多いため、参考までに掲載する。

2 保育園としての事前対策

- (1) 保育園では、園児に対して、風水害に対する緊急対処の方法について指導する。（避難訓練とは別に災害訓練を年に 1 回、実施する）
- (2) 保育園は、緊急時の保護者との連絡手段を確立し、園児の保護措置について定めておく。

第 2 章 風水害時における保育園での対応

1 登園前、登園後で対応

甲府市に次の警報が発表された場合、保育園では、園児の安全を最優先した防災対策を講じ、保護者への指導、周知について十分な配慮を行う。

- (1) 登園前に「暴風警報」「大雨警報」「大雪警報」「暴風雷警報」が発表された場合
ア 午前 6 時の段階で甲府市に上記の警報が発表継続中の場合、園長、監督職が対策本部を設置し、対応を協議、各家庭に連絡をする。早番の職員が上記の警報の発表に関わらず、園長への報告を要すると判断した際は、園長へ報告する。
イ 戶外活動が計画されている場合は、延期または中止とする。ただし、遠足などの目的地においては、上記の警報が発表されておらず、出発を遅らせるなどの措置をとることで安全を確認できる場合は、園長の適切な判断により実施される。
- (2) 登園後に「暴風警報」「大雨警報」「大雪警報」「暴風雷警報」が発表された場合
保育中に、上記の警報が発表された場合は、保育園や地域の状況、行政の指導に応じて、園長が適切な処置を講ずる。

《参照》

別紙 1 「気象庁発表の気象注意報・警報の種類」

2 保育園の施設管理者としての対応

(1) 施設管理者としての事前対応

園長は、風水害時の災害を未然に防止するために、園舎内外の危険個所を点検し、必要な処置を講じる。

落雷の予防対策として、施設内の屋外アンテナ、電灯線、電話線につながるテレビ、パソコン、携帯電話の充電などのコンセントを切るなど処置を講じる。

(2) 重要書類、危険薬品類等の安全保管

園長は、重要書類、文書、教材備品類等の安全保管および非常持ち出し袋の準備をし、被害を最小限度にとどめる。

(3) 給食施設の事前対応

ア 移動可能な機械器具類及び取り外し可能な電気器具を安全な場所へ移動させる。

イ 在庫物資、防災備蓄品を安全な場所に移動させる。

(4) 衛生管理体制の確保

ア 自衛消防組織の救急班、感染予防委員会は、保育園における衛生管理の徹底を図る。

イ 警戒警報等の発表があった場合は、自衛消防組織の救急班、感染予防委員会は、消毒用及び救急用資材の確保を速やかに行う。

3 事前の対応

(1) 事前情報収集と早期対策準備

ア 大型台風の接近時には、気象庁の発表の台風情報などに十分留意し、あらかじめ接近した場合にどのように対応するかについて、市役所の担当者と十分に情報交換を行い、その危険性が高い状況に至ったときに、早期に対応がとれるよう対策準備をする。

イ 各種警戒警報が発表された場合は、気象庁の発表内容を十分把握し、その危険性と影響を予測し、園長は適切な対応がとれるよう対策準備をする。

(2) 人命の保全

登園時、保育中、問わず、各種警戒警報が発表された場合は、園長は、室内待機または屋外避難の最善の方法を意志決定し、人命の安全を確保する。

落雷の予想がされる場合は、速やかに屋内へ避難する。園外活動時において、落雷の危険性がある場合は、園長の指示なくとも、速やかに活動を停止し、可能な場合は屋内への避難をする。送迎中は、自動車内は安全性が高いため、窓を閉めた車内に避難する。

《参照》

別紙2「落雷の危険な場所」

(3) 施設の安全点検実施

台風の接近時、各種警戒警報が発表された場合は、園長は、事前に施設内外の点検を行い、強風により飛ばされるものはないか、大雨により床上浸水防止の砂袋などの安全点検を行

う。

また、工事中についても、事務部は、請負業者と連絡をとり、暴風雨による被害を事前に防止するための対策を講じさせるなど、警戒に当たる。

(4) 施設に被害発生のおそれがある場合の対策本部の設置

ア 対策本部は、園長・監督職（以下、「MR」と表記）によって構成される。

イ 対策本部は、予防及び災害現場、事後処理において、指示命令系統の中核としての役割を持つ。

ウ 対策本部での決定事項、判断事項は、速やかに保育園の組織図を使って指示命令が下される。また、夜間・休日等において、施設に被害発生が生じたときは、近隣住居職員による動員要請等の指示命令が下される。

第3章 保育園が被害を受けた場合の対応

1 風水害・雷災害時の応急対応

被害を受けた場合は、対策本部は、速やかに被害状況等を確認し、甲府市役所保育係担当者へ報告する。

2 園児の措置と応急復旧処置の実施方法

(1) 応急復旧等の措置

ア 園長は、風水害・雷災害時の状況に応じ、園児の安全確保を最優先した適切な措置をとる。

イ 園長は、被災の状況を考慮し、応急措置、復旧措置ともに可能な範囲で保育活動の実施を図る。

ウ 対策本部を中心に、二次的被害の防止に努める。

(2) 復旧計画

復旧が中長期的にかかる内容である場合は、対策本部は、速やかに復旧計画を立案し、保護者及び関係各所へ報告をする。

(3) 避難解除

対策本部は、被害の状況と復旧状態により避難及び対応の解除を行う。

別紙1 「気象庁発表の気象注意報・警報の種類」

種類	状況	基準
大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される	1時間 50mm 3時間 80mm 24時間 150mm
洪水警報	大雨・長雨・融雪等の現象により、河川の水が増し、そのために河川の堤防、ダムに損傷を与えるなどによって重大な災害が起こるおそれがあると予想される	積雪 20cm
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される	25m/s (平均風速)
暴風警報	平均風速がおおむね 20m/s を超え、重大な災害が起こるおそれがあると予想される	1時間 30mm 3時間 50mm 24時間 90mm
大雨注意報	かなりの降雨があつて、浸水（洪水、高潮によるものを除く）山・がけ崩れなどの被害が予想される	1時間 40mm 3時間 70mm 24時間 120mm
洪水注意報	大雨・長雨・融雪等の現象により、河川の水が増し、そのために河川の堤防、ダムに損傷を与えるなどによって災害が起こるおそれがあると予想される	5cm
大雪注意報	大雪によって被害が予想される	13m/s (平均風速)
強風注意報	平均風速がおおむね 10m/s を超え、主として強風による被害が起こるおそれがあると予想される	陸上 100m
濃霧注意報	濃霧のため、交通機関などに著しい支障を及ぼすおそれがある	
雷注意報	落雷などにより被害が予想される	
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される	最小湿度 25%で、 実効湿度 50%
竜巻注意報	積乱雲の発達とともに突風や竜巻が発生し、死者がでるおそれがある	

別紙2「落雷の危険な場所」

- ・高さ5m未満の物体(樹木・岩など)の周囲
保護範囲が無く、かえって危険。(側撃雷による死亡事故が多い。)
- ・高さ5～30mの物体(樹木、建物、ポール、電線、電柱)の保護範囲外
物体から4m未満の位置 (側撃雷による死亡事故が多い。)
物体のてっぺんを見上げる角度が45度未満
- ・高さ30m以上の物体(高層建築物、クレーン、煙突、高圧鉄塔)の保護範囲外
物体から4m未満の位置。(側撃雷による死亡事故が多い。)
物体から、30m以上離れた位置。
- ・林や森の中 (林や森の入り口付近も同様)
木の高さがわからず、保護範囲を目測するのが不可能。
葉や小枝を含むすべての樹木から4m以上離れるのが不可能。(2m以上離れば、死亡に至る確率は低い。)
- ・テントの中、ビーチパラソルの下
平地で、姿勢を低くしている時より危険。
ポールに落雷し、側撃雷が襲う。
樹木の上に張ったビニールシートの下で雨宿りは、厳禁。
- ・屋根が布またはビニール製ほろで出来ている自動車・列車
オープンカー、ゴルフ場のカート、ほろで覆ったトラックの荷台は危険。
- ・自転車・オートバイ
特に、雷雨の中、堤防上の道や農道を走行するのは、自殺行為。
市街地では、電線の下を通れば危険性は減るが、その下だけの走行は出来ない。
激しい雨も降るので、早めに降りて避難する。
- ・開けたところ
山頂、尾根、堤防の上、河川敷、田畑、
海岸・海上・湖上(水泳・サーフィン・ボート・水上オートバイ、避雷針のないヨット・漁船)
グラウンド、テニスコート、ゴルフ場、屋外プール、屋根のない観客席

別紙2 付属書「竜巻の危険性」

・発達した積乱雲の接近の予兆

真っ黒な雲が近づき、周囲が急に暗くなる。

雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。

ヒヤっとした冷たい風が吹き出す。

大粒の雨やひょうが降りだす。

・身の安全を確保するためには→早めの避難をする

人が大勢集まる屋外行事

テントの使用や子ども、高齢者を含む屋外活動

・身を守るための行動

頑丈な建造物の物陰に入って体を小さくする。

屋外では、物置、車庫、仮設建設物の中は危険。

屋内では、家の1階の窓のない部屋に移動する。

窓やカーテンを閉める。

窓から離れる。大きなガラスの下や周辺は大変危険。

電柱や太い樹木があっても倒壊することもあり、危険。

屋内では、丈夫な机やテーブルの下に入るなど体を小さくして頭を守る。

別紙 3

防災備蓄品一覧表							
分類	品名	内容	備蓄数	単位	賞味期限	確認日	平成23年3月25日
						整備状況 チェック	備考
食 品	胚芽精米						
	アルファー米 白粥						
	アルファー米 白粥						
	梅がゆ						
	白飯						
	防災ビスケット						
	防災ビスケット						
	粉ミルク(はぐみ)						
	ピュアウォーター						
日 用 品	トイレトペーパー						
	ティッシュペーパー						
	半透明ゴミ袋						
	ペーパータオル						
	紙おむつ Lサイズ						
	紙おむつ Lサイズ						
防 災 品	カセットコンロ						
	カセットボンベ						
	防災トイレ(プルマル)大						
	携帯簡易トイレ(ミニマル)						
衛 生 保 健 品	園児マスク						
	職員マスク						
	職員マスク						
	シルキープラスチックグローブ						

別紙4 「クライシスマネジメントシステムフロー図基本編」

フロー	作業手順	担当者	配慮事項・主なポイント	参考文書/記録物
1 対策組織 構築と初 期対応	アクシデント 発生の発見	発見者	1. 発見者は、冷静にアクシデントを受け止める。 2. 発見者は速やかに複数で対応できる体制を考え援助を求める。	
	第一報	発見者	1. 第一報を園長へ報告する。 2. 園長が不在または緊急度合いに応じて身近なMRまたはTLに報告をする。 3. SVまたはTLが報告を受けた場合は、園長へ速やかに報告をする。 <09025224837(窪田)>	
	搬送の要請	発見者 または 援助者	1. 発見者また援助者は、緊急性に応じて、組織内の報告を飛ばして、救急搬送の手配をする。 2. 身近に看護師がいれば看護師の援助を受ける。	
	対策本部の設 置 1次処置	園長	1. 報告を受け、アクシデントの重大性に応じて<対策本部>の設置をする。 2. <対策本部>は、園長が本部長、全MR、関連する部署のTLにて構成する。 3. 1次処置の指示	
	1次処置	現場	1. アクシデントの最小限化をはかるため、処置をする。	
	搬送及び搬送 の準備	通報者 負傷者 付添 援助者 複数 看護師 誘導者	1. 発見者また適切な人物は、救急搬送の手配をする。 2. <救急車の依頼：119番通報> 3. 「こちらは__住所__〇〇保育園です。 状態 救急車の要請をいたします。」 4. 負傷者の現場での処置について、消防署についないだ電話で指示を仰ぐことができる。負傷者にはできれば2名の付添で待機する。 5. 身近に看護師がいれば看護師の援助を受ける。 6. 援助者また通報者は負傷者が園児の場合、保護者様へ連絡をする。 7. 誘導者は、救急車が園内に入ってくるのを誘導する。サイレンが聞こえた段階でできれば幹線道路まで出て待機、園内の停止場所の誘導も必要。	
	1次処置	現場担 当者	1. 現場担当者は、アクシデントの全体像を把握し、その他の負傷者の確認。 2. アクシデントそのものを処置する。悪影響を最小限度に食いとどめる。 3. 状況を把握したら、継続的に対策本部へ報告をする。	
	・顧客関係機関 への報告 ・顧客問合せ窓 口の対応 ・マスコミ、行 政、警察、消防	園長 対 策 本 部 事 務 部	1. 状況が把握できた段階で、対策本部は、顧客・関連機関への報告文書を作成。(口頭で報告する場合も、文書を作成する※報告が一転二転差異が生じないよう、報告時のトラブル防止のため文書を作成し手元に置いて報告をする)	

	署等の対応		<ul style="list-style-type: none"> 2. 顧客の問合せ窓口の設置（対策本部で責任分担を決定する） 3. 第一報から行政の再度の問合せやマスコミ、警察、消防書等に対する会見や取材がある場合、園長が対応する。質疑に対する返答が一転二転差異が生じないようにこれも事前に文書を作成する必要な記録・データを用意し、対応する。 	
2 緊急 対応	園内の対応	現場担当者	<ul style="list-style-type: none"> 1. 対策本部の指示を受け、臨機応変に対応する。 2. 従来の業務負担を超えた対応をすることもある。 	
	顧客からの情報収集及び対応	顧客窓口	<ul style="list-style-type: none"> 1. 顧客窓口（対策本部）は、必要に応じて24時間体制で情報を収集または不安や質問に対する対応を行う。 2. その際は、これまでの報告文書をもって対応する。 3. それぞれの質問などは、「受付表」をもって問合せ履歴を記録する。 	緊急時受付表
	影響範囲の状況について報告	現場担当 対策本部 園長	<ul style="list-style-type: none"> 1. 現場担当は、継続的に状況を報告する。 2. 状況を把握した対策本部では、継続的に対応を決定し、園長より指示をする。 	
	進捗管理	対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 1. 対策本部は、緊急処置が終了した段階で、影響範囲が拡大している部分についての対応をはかる。 2. また、さらなる影響範囲が増大しないための処置をとる。 	
	二次対応	園長 現場担当者	<ul style="list-style-type: none"> 1. 園長は二次対応の指示を迅速かつ適切に構成し指示をする。 2. 現場担当者は、指示に基づき二次対応の実施。 	
	確認	対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 1. 対策本部は、実施した対応策が効果的であったか、確認する。 2. 時期をみて、アクシデントの影響範囲が今後もないことを確認した段階で、終息に向ける。 	
	終息宣言	園長	<ul style="list-style-type: none"> 1. 園長は終息の状況を確認した後、終息宣言をする。 2. 終息宣言は組織内外に告知する。 	
	3 是正予防処置 4 監視 5 評価 は、「品質・苦情対応・環境マネジメントマニュアル」に基づく。			

本マネジメントシステムフローは、次の緊急時に運用します。

保育中、または園外保育中の重大なアクシデント、大規模災害、食中毒集団発生、園児の身体生命に関わる交通事故の発生、施設内集団感染など

防災備蓄リスト一覧表

確認日 平成25年4月4日

分類	品名	内容	備蓄数	単位	賞味期限	整備状況 チェック	備考
食 品	白飯	1食分	4	袋	H27.8	8/5	※在庫補完なし。
	白飯	1食分	170	袋	H28.11	8/5	8月末に40袋購入
	白飯	1食分	150	袋	H29.7	8/5	購入後、リスト更新
	防災ビスケット	6枚入り	45	袋	H26.8	8/5	※8月末に320袋
	防災ビスケット	6枚入り	320	袋	H28.8	8/5	購入予定、
	ナチュラルミネラルウォーター	2000ml	25	本	H28.9.18	8/5	
	ピュアウォーター	2000ml	90	本	H31.12.18	8/5	
日 用 品	トイレットペーパー	12ロール	8	袋		8/5	
	ティッシュペーパー		60	箱		8/5	屋根裏
	半透明ゴミ袋	45L 100枚入り	1	箱		8/5	
	ペーパータオル	200枚入り	40	袋		8/5	屋根裏
	紙おむつ Lサイズ	44枚入り	1	袋		8/5	
	紙おむつ Lサイズ	27枚入り	1	袋		8/5	
防 災 品	カセットコンロ		3	台		8/5	
	カセットボンベ		13	本		8/5	
	防災トイレ(ブルマル)大	5セット入り	9	袋		8/5	
	携帯簡易トイレ(ミニマル)	3回分セット	46	個		8/5	
衛 生 保 健 品	園児マスク	50枚入り	15	箱		8/5	屋根裏
	職員マスク	100枚入り	7	箱		8/5	屋根裏
	職員マスク	50枚入り	21	箱		8/5	屋根裏
	シルキープラスチックグローブ	Mサイズ100枚入り	2	箱		8/5	屋根裏